

令和5年度湯之谷地域文化祭開催要項

- 1 趣 旨 美や安らぎを求めて、あるいは趣味として創作した作品を気軽に発表していただくとともに、広く市民の方々から鑑賞いただき、文化の振興と関心を深めていただく機会とする。
- 2 主 催 魚沼市教育委員会／魚沼市中央公民館
- 3 主 管 湯之谷地域文化祭実行委員会
- 4 後 援 魚沼市文化協会／魚沼市生涯学習連絡協議会
新潟日報社／越南タイムズ／小出郷新聞社
- 5 期 間 令和5年10月28日(土)～10月29日(日) 9時～17時
(最終日は15時で終了)
- 6 会 場 魚沼市地域振興センター（コンベンションホール）
- 7 部 門 絵画・書道・写真・陶芸・工芸・生け花・手芸・短歌・俳句・お茶席など
- 8 出 品 数 各部門一人3点以内
- 9 出品申込 出品者は、原則として魚沼市民とする。

10月6日(金)までに生涯学習課または湯之谷会館（旧湯之谷庁舎）にある申込用紙に記入し、生涯学習課または湯之谷会館に提出する。
(湯之谷会館の受付時間は月～金の8:30～17:00となっております)
- 10 作品搬入 10月26日(木)15時～19時 または 27日(金)13時～15時
受付場所：展示会場（実行委員が受け付けています。)
- 11 設営/展示 10月27日(金)9時～設営、13時～展示です。出品者をご協力ください。
- 12 出品規格

<ul style="list-style-type: none">・ 絵画、写真については額装又はパネル表装とする。・ 絵画・書道等の額装におけるガラスは禁止します。・ 書道は枠張り表装及び本表装又は仮巻表装として釈文を付ける。・ 俳句、短歌等については、短冊又は色紙等にしたものとする。・ 作品の裏面、箱・包装・風呂敷等に「題名・住所・氏名」を記載する。・ 作品は必要に応じて「吊り金具・ひも」をつける。

- 13 作品搬出 10月29日(日)15時～16時の間に作品を必ず搬出してください。
- 14 そ の 他 作品の取扱いについては、十分注意しますが万一汚損、破損した場合は、主催者は責任を負いませんのでご容赦ください。
- 15 問い合わせ 魚沼市教育委員会事務局 生涯学習課 社会教育係（本庁舎3階）
TEL 793-7480 FAX 792-1261